

一般社団法人 GOLD 日本委員会
名誉会長および名誉理事、特別顧問の推戴に関する規定

2016年5月30日制定

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人 GOLD 日本委員会定款（以下「定款」という。）第31条の規定に基づき、一般社団法人 GOLD 日本委員会の名誉会長および特別顧問の推戴基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会長推戴基準)

第2条 当法人の代表理事に就任したものがかつ当法人の発展に特に寄与したものに名誉会長の称号を付与する。

(名誉理事推戴基準)

第3条 当法人の理事に就任したものがかつ当法人の発展に特に寄与したものに名誉理事の称号を付与する。

(特別顧問推戴基準)

第4条 当法人の監事に就任したものがかつ当法人の発展に特に寄与したものに特別顧問の称号を付与する。

(名誉会長および名誉理事、特別顧問の処遇)

第5条 名誉会長および名誉理事、特別顧問は理事会に出席して発言することができるが、議決権は有しない。ただし、理事を兼務する場合はこの限りでない。

2 名誉会長および名誉理事、特別顧問は役員選挙における選挙権、被選挙権を有しない。ただし、正会員である場合はこの限りでない。

(推戴の承認)

第6条 名誉会長および名誉理事、特別顧問は代表理事により推戴し、理事会にて承認を得るものとする。

【附 則】

- 1 この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 この規定は、2016年5月30日から施行する。